

## 羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱

令和8年4月1日告示第49号

(目的)

第1条 この要綱は、羽咋市(以下「市」という。)におけるトキの生息できる環境整備を図るため、水田をトキビオトープとして活用し、トキの餌となる生物の量を増大させるよう維持管理する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則(昭和55年羽咋市規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「トキビオトープ」とは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) トキの餌となる複数種類の生物が通年生活するため、常時湛水又は湿地の状態となるよう管理する場所
- (2) 背の高い植物が茂らないように管理する場所  
(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次のとおりとする。

- (1) 市内の町会
- (2) 市内に所在する任意団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた団体

2 補助金の額及び補助要件等は別表のとおりとする。ただし、国、県又は市の他の補助事業に基づく補助金の交付を既に受けている、又は受ける予定の事業を除く。

3 補助金の交付は、1団体につき1事業とする。

(補助期間)

第4条 同一団体に対する補助期間は、補助の交付の対象となった最初の年度から起算して連続3年間を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、市長が定める日までに羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 補助対象者は、事業に着手する場合は、前条の補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付決定前着手届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定に基づき交付決定前に着手する場合は、事業内容ごとに着手年月日を整理するとともに、交付決定までのあらゆる損失費用は補助対象者が負担するものとする。

(変更の申請等)

第8条 第6条の交付決定を受けた者が当該決定に係る内容を変更(軽微なものを除く。)又は中止(廃止)しようとするときは、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金(変更・中止・廃止)申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その承認の可否を決定し、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金(変更・中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかにその旨を羽咋市トキビオトープ整備事業補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助期間終了後3年間は活動記録及び事業実施に係る記録写真を提出するものとする。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書について、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金確定通知書(様式第7号)を通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、実績報告を受けた場合において、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講ずるよう補助対象者に命ずることができる。

(補助金の請求)

第12条 第10条の補助金確定通知を受けた者は、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金精算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、必要に応じ、第9条の規定による実績報告書と併せて交付の請求を行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が補助金の概算払を受けようとするときは、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金概算払請求書(様式第9号)及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があった場合はその内容を審査し、概算払をすることが適当であると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲において補助金を交付することができる。

(関係書類等の保存期間)

第13条 補助対象者は、補助対象事業の実施に係る関係書類等を事業実施年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(その他)

第14条 市長は必要に応じて、補助対象者に対し、事業の実施状況及び経理内

- 容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。
- 2 本事業の実施に当たって、市長は、申請者が虚偽の申請をしたことが判明した場合又は補助要件に違反した場合、若しくは経費に消費税等仕入控除税額が含まれていた場合には、当該助成対象者に対し補助金を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。
  - 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象となる水田	補助金の額	補助要件等
<p>(1) 羽咋市内に所在する水田であること。</p> <p>(2) ビオトープの面積が1 a 以上</p>	<p>50,000円</p>	<p>(1) 草刈り作業を年3回以上</p> <p>(2) 農薬使用禁止</p> <p>(3) 生きもの調査を年2回以上実施</p>

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

羽咋市長

(住 所)

(名 称)

(代表者名)

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付申請書

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

1 交付申請額	円
2 実施場所	
3 事業実施期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日

【添付書類】

- (1) 活動計画書
- (2) 団体の規約、会則等の写し
- (3) 会員名簿
- (4) 実施場所の地図
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

羽咋市長

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった羽咋市トキビオトープ整備事業補助金について、下記の条件を付して交付することに決定したので、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 3 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 4 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業が完了したときは、完了後15日以内に補助事業の成果を記載した補助金実績報告書に必要書類を添えて、市長に報告すること。
- 7 以上のほか、羽咋市補助金交付事務取扱規則の定めに従うこと。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

羽咋市長

(住 所)

(名 称)

(代表者名)

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付決定前着手届

羽咋市トキビオトープ整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届けます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(別記)

事業内容	着手 予定 年月日	完了 予定 年月日	理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

羽咋市長

（住 所）

（名 称）

（代表者名）

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった羽咋市トキビオトープ整備事業について、下記の理由によりその内容を（変更・中止・廃止）しますので、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり補助金の交付決定（変更・中止・廃止）を申請いたします。

記

1 理由

2 補助金交付申請額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引申請額	円

3 変更の内容

（注）整備場所を変更する場合は、変更する場所の地図を添付すること。

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

羽咋市長

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで（変更・中止・廃止）の申請があった標記の補助金について、下記のとおり（変更・中止・廃止）を承認（不承認）したので、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認事項（変更の内容）

2 変更後の補助金の額

円

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

羽咋市長

（住 所）

（名 称）

（代表者名）

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった羽咋市トキビオトープ整備事業を下記のとおり実施したので、羽咋市補助金交付事務取扱規則第12条の規定及び羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の実績 (添付書類のとおり)

3 事業実施期間  
着手 年 月 日  
完了 年 月 日

【添付書類】

(1) 活動記録

(2) 事業実施に係る記録写真

様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

羽咋市長

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金確定通知書

年 月 日付け、補助金実績報告書を審査の結果、下記金額を当該に対する補助金として確定したので、羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱第10条により通知します。

記

1 補助金確定額

円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

羽咋市長

(住 所)

(名 称)

(代表者名)

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金精算払請求書

年 月 日付け第 号で補助金確定の通知があった羽咋市トキビオトープ整備事業について、下記の金額を交付されるよう羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により請求いたします。

記

請求額	金	円
内訳	交付決定額	円
	(交付確定額	円)
	(交付済額	円)
	(今回請求額	円)
	(残額	円)

振 込 先	金融機関名	
	貯金種目	
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

羽咋市長

(住 所)

(名 称)

(代表者名)

羽咋市トキビオトープ整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があった羽咋市トキビオトープ整備事業について、下記補助金を概算払で交付されるよう羽咋市トキビオトープ整備事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により請求いたします。

記

請求額	金	円
内訳	交付決定額	円
	(交付済額	円)
	(今回請求額	円)
	(残額	円)

振 込 先	金融機関名	
	貯金種目	
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	